

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするの明確化を求める。

具体的な支障事例

地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。

一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。

このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。

このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権行使の範囲の拡大及び具体的な基準や手順等の明確化により、要請権行使の幅広い検討が可能となり、より包括的な事務・権限の移譲に向けて、国と建設的な議論を行うことが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 17 の2第3項、第4項、第 291 条の2第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

-

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一部事務組合の構成団体の名称を変更するための規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止

提案団体

群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。

【支障事例・制度改正の必要性】

町の市制移行や一部事務組合の名称変更などであって市町村合併や一部事務組合の統合を伴わないものについては、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることから、これらの事情は共同処理に影響を及ぼすおそれはないが、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。

特に一部事務組合の名称変更については、この名称変更に係る当該一部事務組合の構成団体の議会の議決も必要となる場合、当該議決から当該名称変更日までに時間的余裕がない場合も多く、当該名称変更に伴う規約の変更の手続の中でも、開催時期がある程度決まっている構成団体の議会の議決を得ることが大きな事務負担となっている。

当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。)

【支障の解決策】

上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

左記の支障事例について、一部事務組合の規約の変更の手続(協議内容の決定→全構成団体の議会の議決→全構成団体による協議→総務大臣又は都道府県知事の許可)のうち、全構成団体の議会の議決が省略され

ることにより、手続が簡略化・効率化され、事務負担の軽減が図られる。
また、1つでも構成団体の議会の議決が得られない場合に規約の変更ができないリスクを回避できる。
各構成団体においても、議会の議決の手続が省略されることによって、事務負担が軽減され、また、規約の変更の手続の時期に議会の定例会の開催予定がない場合に臨時議会を開催するといった負担も生じなくなる。

根拠法令等

地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、埼玉県、新潟県市町村総合事務組合、山梨県市町村総合事務組合

○町の市制移行や一部事務組合の名称変更などであって市町村合併や一部事務組合の統合を伴わないものについては、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることから、これらの事情は共同処理に影響を及ぼすおそれはないため、名称変更のみの一部事務組合の規約に係る変更に関しては、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要性が乏しいと思われる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一部事務組合の構成団体が解散又は消滅する場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止

提案団体

群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、静岡県、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体が消滅又は解散する場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。

【支障事例・制度改正の必要性】

市町村合併により市町村が消滅する場合であって合併後の市町村が共同処理に加入しない場合や、一部事務組合が解散する場合には、当該消滅又は解散する構成団体は存在しなくなるのであるから、当然に規約を変更する必要がある。

その変更内容は「構成団体から、〇〇(団体名)を削除する。」という軽微な内容であるにもかかわらず、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。

当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。)

【支障の解決策】

上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手續が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手續を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

構成団体の1つが消滅又は解散する場合には、その団体は存在しなくなることから、当然に規約を変更する必要があり、各構成団体の議会の議決は形式的なものといえるため、これを不要とすることで、迅速な手續が可能となり、事務負担の軽減が図られる。

また、左記の支障事例について、1つでも構成団体の議会の議決が得られない場合に規約の変更ができない

スクを回避できる。

各構成団体においても、議会の議決の手續が省略されることによって、事務負担が軽減され、また、規約の変更の手續の時期に議会の定例会の開催予定がない場合に臨時議会を開催するといった負担も生じなくなる。

根拠法令等

地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、新潟県市町村総合事務組合、山梨県市町村総合事務組合

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

複合的一部事務組合の構成団体が一部の共同処理事務のみをとりやめようとする場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止等

提案団体

群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

複合的一部事務組合の規約の変更に関して、当該一部事務組合の構成団体が一部の事務のみ共同処理をとりやめようとする場合における当該事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするなど要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。

【支障事例・制度改正の必要性】

複合的一部事務組合において2以上の事務を共同処理している構成団体がこれらの事務のうちの一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合には、一部事務組合から脱退しようとする場合と異なり、地方自治法第286条の2第1項の規定による脱退(以下「予告脱退」という。)のような制度がないため、必ず通常の規約の変更の手続によらなければならないので、1つでも構成団体の議会の議決を得られなければ共同処理事務のとりやめが認められない。

このような状況は、共同処理をとりやめようとする事務以外の事務については引き続き共同処理を希望する構成団体とその他の構成団体との間の関係性に支障をきたすおそれがあり、また、平成24年の地方自治法の改正により予告脱退の制度が導入された趣旨(一部事務組合からの脱退手続の簡素化・弾力化)にも沿わないものと考えられる。

【支障の解決策】

上記支障事例のような場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすること又は一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合にも予告脱退と同趣旨の規定を設けることによって、より柔軟な対応が可能となり、支障事例の解決が図られるものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

左記の支障事例について、複合的一部事務組合の構成団体が一部の事務のみ共同処理をとりやめようとする場合に、柔軟な対応が可能となる。

また、議会の議決の手続が省略されることによって、関係地方公共団体の事務負担の軽減が図られる。

予告脱退については、これによる規約の変更が予告脱退する構成団体のみに係るものである場合には、現行

制度においても構成団体の議会の議決は不要とされているので、2以上の事務を共同処理している構成団体がこれらの事務のうちの一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合にも予告脱退と同趣旨の規定を設けることで、上記の点と同様の効果が得られる。

根拠法令等

地方自治法第 286 条第 1 項、第 286 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 290 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、新潟県市町村総合事務組合

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

随意契約ができる金額の見直し

提案団体

東浦町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和

具体的な支障事例

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」については、「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害する」を鑑みたものである。しかし、その契約の種類及び額を規定する別表第5において定める限度額は昭和57年10月の第37次改正法の施行時から改正されておらず、特に別表5中「工事又は製造の請負」の限度額については、建設工事費の状況(75.9(1982年度)→100.0(2015年度)→113.2(2021年度(暫定))【出典】建設工事費デフレーター:建設総合(国土交通省))や消費税の導入経過(平成元:3%→平成9:5%→平成26:8%→令和元:10%)等から、改正法施行当時の水準から大きく乖離している。

今後、技能労働者の高齢化・担い手不足から働き手確保に向けて労務単価が上昇し、競争入札に係る事務量が增大することが見込まれることから、随意契約の限度額を少なくとも改正施行当時と同程度の水準に引き上げることが適正である。

また、限度額が都道府県と市町村とで相違すること(「工事又は製造の請負」は都道府県250万円、市町村130万円)について、競争入札に付する手間は自治体の規模や契約金額に関わらず同等である上、対象事業者は当該地域において概ね同じであることから、金額差を設ける必要性はない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

随意契約の限度額を引き上げることによって、受発注者双方の時間や経費等の負担軽減が図られ、事務の効率化に資するものと考えられる。

根拠法令等

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

松本市、浜松市、名古屋市、安来市、倉敷市、五島市、熊本市

○昨今の人件費や資材の高騰により、比較的少額の修繕工事であって、これまで随意契約を行っていたものが、入札手続の必要性が生じているケースがある。随意契約であれば1~2日程度の事務で済むところ、競争

入札となると設計期間から契約事務まで最短でも約1月を要し、事務量が増加している。また、スムーズに手続きができる随意契約は受注者側にもメリットがあるが、同業務が随意契約から競争入札となった場合、落札にいたりにくいことから受注意欲の低下やいたずらな予定価格の引上げにもつながる可能性がある。

○当市においては、工事請負、業務委託及び物品の購入等に関する少額取引が相当数ある中で、入札等に係る事務手続きの負担と事務処理に要する時間が生じている。今後、随意契約ができる金額の規制が緩和されれば、効率的な事務処理が可能となり、時間短縮が図れることから、事務の負担軽減及び事業の早期着手に繋がるものとする。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

138

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一斉調査(調査・照会)システムによる国から地方公共団体への通知方法の見直し

提案団体

広島県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

一斉調査システムによって国から都道府県・市区町村に直接発出される通知については、別途都道府県から市区町村へ通知することは不要であることを明示するよう求める。
また、都道府県から市区町村への通知が必要とされる通知については、原則として、一斉調査システムを使用せずに、国から都道府県へ個別にメール等で通知する方法に改めることを求める。

具体的な支障事例

国からの各種通知において、一斉調査システムを通して都道府県及び市区町村に一斉に通知が届いた後、別途国から都道府県に市区町村への通知依頼がメール(鑑文がPDFにより添付されているもの)により届き、その鑑文の中で改めて市区町村への通知を依頼されることがある。
国からの各種通知において、都道府県内の市区町村及び市区町村議会への通知を必要とする内容が含まれると、システム上既に市区町村に届いているにもかかわらず、都道府県で改めて同内容の市区町村に対する通知を作成・起案・施行(合計30分程)することとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国からの通知等が、システムにより一括で通知され、都道府県で改めて通知を作成・施行する作業を省略でき、時間短縮や行政事務の大幅な効率化につながる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、神奈川県、三重県、島根県、高知県

○特にデジタル人材の確保・育成に関する通知等の事例にあつては、都道府県の人事担当、市町村担当、情報政策担当等複数の部署を並記する形で発出される案件において、別途、市町村及び市町村議会への通知を必要とする内容が含まれる場合があり、部署間での情報共有及び市町村等への通知発出にかかる統制が取りづらい状況が生じるなどしたことから、市町村と都道府県に分けて通知する(市町村はシステム利用)よう対応願う。
○通知を受領する市町村においても、二重に收受事務が発生するため、省略していただくようお願いしたい。
○都道府県宛の通知や事務連絡が届く度に、県内市町村宛の通知を作成する必要があり、一定の事務負担が

生じている。